

# 誰もが暮らしやすい社会へ

障害者差別解消法

障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が、4月に施行されました。

## 障害者差別解消法とは

この法律は、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、お互いを尊重して、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会を実現することを目的に作られました。

その社会を実現するために、この法律では「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

障がいのある人に対する差別をなくして、すべての人に求められる責務です。特に行政機関および会社・店などの民間事業者は下記の表に示すような取扱いを行う必要があります。

皆さん一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不

当な区別や差別のない、誰もが暮らしやすい社会づくりを考えていきましょう。

## 「不当な差別的取扱い」とは

障がいのある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるなど、障がいのない人と違う扱いをすることです。

### 例

- 車いすだからという理由で、入店を断られた
- 障がいがあるという理由で、アパートを貸してもらえなかった

## 「合理的配慮」とは

障がいのある人から何らかの配慮を求めると意思表示があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、その解決に向けた工夫や配慮をすることです。

※本人の意思表示が困難な場合には、その家族や介助者などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます

## 市民の皆さんにもできること

この法律では、一般の人に科せられる罰則はありません。しかし、差別をなくし、誰もが暮らしやすい笑顔ある社会を実現するために、次のような具体例を参考に、地域の中で助け合いきましょう。

- 車いすを利用している人が乗り物に乗るときに手助けをすること

- 筆談や文章の読み上げなど、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段で対応すること



障がいのある人が困っていたら、積極的に声を掛けてサポートの方法を尋ね、本人がしてもらいたいお手伝いをするようにしましょう。

「まごころ駐車場」など、歩行が困難な人のための駐車スペースには、必要のない人は駐車しないようにしましょう。

視覚障がいのある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かないようにしましょう。

障がいを理由とする差別で困ったときは…

### 【相談窓口】

健康福祉課 障がいサービス係  
TEL 25-2139 FAX 25-2135

障がい者基幹相談支援センターかのん  
TEL 24-1551 FAX 24-1552

声で「市報のおがた」をお届けします

音声で聞ける「声の広報」を作成しています。ぜひ、ご利用ください。必要に応じて音声を入力したCDやカセットテープを配布することができます。

【申し込み】企画経営課 ふるさと情報係  
TEL 25-2236 FAX 24-3812



### 問い合わせ

健康福祉課  
障がいサービス係

TEL:25-2139  
FAX:25-2135